

## 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科バイオセーフティ管理委員会規程

### 第1条（趣旨）

東京医療保健大学大学院医療保健学研究科（以下「大学院」という。）における病原体等の取扱い及び安全管理に関する総括安全衛生管理者の諮問委員会として、大学院バイオセーフティ管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2条（委員）

委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病原体等取扱監督者
- (2) 総括安全衛生管理者が推薦し、医療保健学研究科教授会が任命する者2名

### 第3条（任期）

1. 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 前項の委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4条（委員長）

1. 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
2. 委員長は、委員会を招集しその議長となる。ただし委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した委員が議長となる。

### 第5条（審議事項）

委員会は、総括安全衛生管理者の諮問に基づいて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全管理に関する理論的、技術的事項に関すること。
- (2) 病原体等の危険度レベルの分類に関すること。
- (3) 病原体等を取扱うための安全設備及びその運用に関すること。
- (4) 前各号にあげるものの他、病原体等の安全管理に関すること。

### 第6条（処理案件）

委員会は、総括安全衛生管理者の指揮監督の下に次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 病原体等取扱規程及び実験室運営手順書に定める事項の実施状況に関すること。
- (2) 病原体等取扱規程及び運営手順書の実施面における改善事項に関すること。
- (3) 病原体等取扱規程第16条第1項各号に掲げる事故が発生した場合において、その原因の調査ならびに事後処置の確認を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、病原体等の取扱いに関すること。

第7条（意見の聴取）

委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第8条（議事）

議事は出席者の過半数をもって決する。

第9条（報告）

委員会の議事および議決について、議長は総括安全衛生管理者に報告する。

第10条（庶務）

委員会の庶務は、大学院事務室において処理する。

第11条（雑則）

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、総括安全衛生管理者が定める。

附 則 この規程は、平成22年12月8日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。